

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後			現行		
別紙第1 1～4（略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。）			別紙第1 1～4（略） 5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項（6）に掲げる貨物（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質（「輸出貿易管理令の運用について」[付表1]の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。）		
化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象	化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(40)（略）	(略)	(略)	(1)～(40)（略）	(略)	(略)
(41) <u>ペルフルオロアルカン酸(炭素数が九から二十一までのものに限る。)</u> （別名LC-PFCA）又はその塩		○	(新設)		(新設)
(42) <u>長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質であって、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第一条第一項第四十二号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和年厚生労働省、経済産業省、環境省令第 号）に規定するもの（(35)に掲げるペルフルオロオクタン酸関連物質に該当するものを除く。）</u>		○	(新設)		(新設)
(43) <u>チオりん酸O・O—ジエチル—O—（三・五・六—トリクロ</u>	2921-88-2	○	(新設)	(新設)	(新設)

<u>ローニーピリジル) (別名クロ ルピリホス)</u>					
(44) <u>ポリ塩化直鎖パラフィン(炭 素数が十四から十七までのも のであって、塩素の含有量が分 子量の四十五パーセント以上 のものに限る。)</u> (別名MCC P)	<u>85535-85-9</u>	<u>○</u>	(新設)	(新設)	(新設)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現 行		
[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表			[付表1] 2-1-1 (5) 輸出令別表第2の解釈の表		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
20～35	(略)	(略)	20～35	(略)	(略)
35の3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	(略)	35の3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	(略)
		デクロランプラスが使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油 ② 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 電子機器及び電気機器の部品 ④ シリコンゴム ⑤ 接着剤及びテープ			デクロランプラスが使用されている以下の製品を含む。 ① 潤滑油 ② 樹脂に防炎性能を与えるための調製添加剤 ③ 電子機器及び電気機器の部品 ④ シリコンゴム ⑤ 接着剤及びテープ
		<u>長鎖ペルフルオロアルカン酸とは、ペルフルオロアルカン酸であって、炭素数が9から21までのものに限る。</u>			(新設)
		<u>長鎖ペルフルオロアルカン酸（ペルフルオロアルカン酸であって、炭素数が9から21までのものに限る。）又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</u> ① 潤滑油 ② はつ水性能又ははつ油性			(新設)

	<p><u>能を与えるための処理をした生地</u></p> <p>③ <u>塗料</u></p> <p>④ <u>はつ水剤及びはつ油剤</u></p> <p>⑤ <u>接着剤及びシーリング用の充填料</u></p> <p>⑥ <u>消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤</u></p> <p>⑦ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</u></p> <p>⑧ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</u></p> <p>⑨ <u>ワックス</u></p> <p>⑩ <u>業務用写真フィルム</u></p>					
	<p><u>長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質とは、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第42号の規定に基づき化学物質を定める省令（令和 年厚生労働省、経済産業省、環境省令第 号）に規定するもの（ペルフルオロオクタン酸関連物質を除く。）をいう。</u></p>				(新設)	
	<p><u>長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質が使用されている以下の製品を含む。</u></p> <p>① <u>潤滑油</u></p> <p>② <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</u></p> <p>③ <u>塗料</u></p> <p>④ <u>はつ水剤及びはつ油剤</u></p> <p>⑤ <u>接着剤及びシーリング用の充填料</u></p> <p>⑥ <u>消火器、消火器用消火薬剤</u></p>				(新設)	

		<p>剤及び泡消火薬剤</p> <p>⑦ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服</u></p> <p>⑧ <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物</u></p> <p>⑨ <u>ワックス</u></p> <p>⑩ <u>業務用写真フィルム</u></p>				
		<p><u>クロルピリホス</u>が使用されている木材用の防虫剤を含む。</p>			(新設)	
		<p><u>MCCPとは、ポリ塩化直鎖パラフィンであって、炭素数が14から17までのもののうち、塩素の含有量が分子量の45パーセント以上のものに限る。</u></p>			(新設)	
		<p><u>MCCPが使用されている以下の製品を含む。</u></p> <p>① <u>潤滑油、切削油及び作動油</u></p> <p>② <u>生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための調製添加剤</u></p> <p>③ <u>樹脂用の可塑剤</u></p> <p>④ <u>塗料</u></p> <p>⑤ <u>はつ水剤及び繊維保護剤</u></p> <p>⑥ <u>接着剤及びシーリング用の充填料</u></p>			(新設)	
35の4～43	(略)	(略)		35の4～43	(略)	(略)